

噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針(概要)

検討会の目的

「**気象庁が発表する火山情報の改善**」と「**住民等の避難体制の構築**」を車の両輪として、火山防災体制の充実・強化を図る。

課題の整理

- ① **気象庁が発表する情報**は、避難の判断等具体的な**防災対応との関連を明確化**する必要がある。
- ② 地方公共団体は、**気象庁が発表する情報と、住民等の避難行動の開始時期、避難対象地域等をリンク**させた具体的な避難計画等を策定する必要がある。
- ③ 噴火の影響が広範囲に及ぶ場合に備えて、**広域的な避難**を実施することができるように、**市町村等の連携体制**を構築する必要がある。

気象庁が発表する火山情報の改善

噴火警戒レベルの導入

火山の活動度を、避難、避難準備及び入山規制等の具体的な防災行動に結びつくよう区分し、各レベルに**キーワード**（「**避難**」、「**避難準備**」等）を設定

噴火警報等の活用

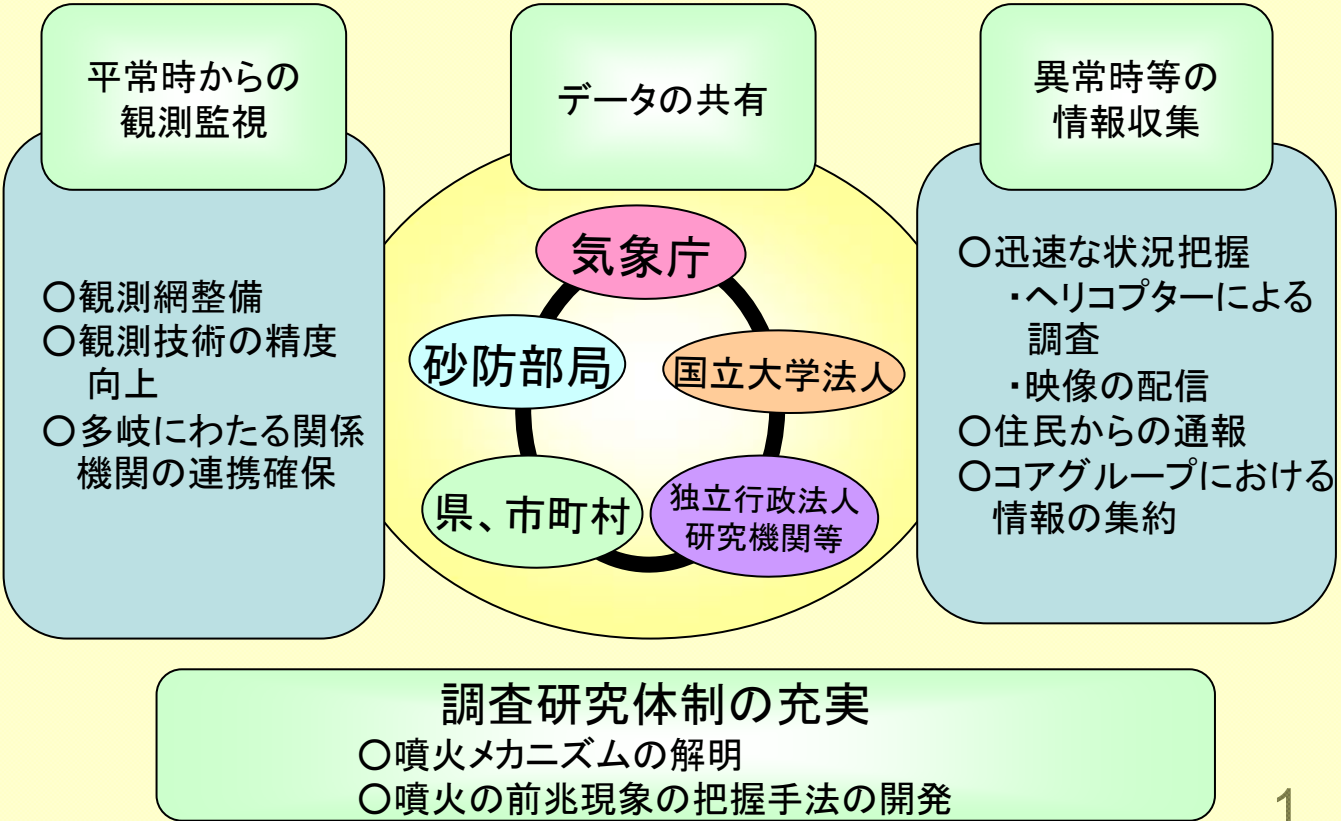
気象業務法を改正し、気象庁が発表する火山情報を、**重大な災害の起こるおそれのある旨を警告する予報**として発表

噴火警報と噴火警戒レベルの対応関係

警報等の呼び方	対象範囲	レベル	キーワード
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5	避難
		レベル4	避難準備
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3	入山規制
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2	火口周辺規制
噴火予報	火口内等	レベル1	平常

観測監視・調査研究体制の充実・支援

- ・より適確に「噴火警報」等を発表するため、関係機関は連携体制を強化し、**観測点の整備、観測機器の充実等観測監視体制を充実**する。
- ・噴火時等における火山活動の**情報収集体制の強化**が必要
- ・噴火メカニズムの解明、噴火の前兆現象の把握手法の開発等のため、**調査研究体制の一層の充実**が必要



協議会等の設置(平常時等の体制)

- ・市町村、都道府県、国の地方支分部局、予知連委員、警察、消防、自衛隊等が構成員となる「協議会等」を設置する。
- ・市町村の境界を越えた避難に備え**広域的な防災体制**を構築
- ・市町村、都道府県、気象台、砂防部局、予知連委員等が「**コアグループ**」を形成し、中心的メンバーとして、協議会等の活動を主導する。

協議会等及びコアグループの例

桜島爆発災害対策連絡会議(協議会等)

桜島火山防災連絡会(コアグループ)

- 鹿児島県
- 鹿児島市
- 鹿児島地方気象台
- 大隅河川国道事務所(砂防事務所)
- 京都大学火山活動研究センター

- | | |
|------------|-------------|
| 第十管区海上保安本部 | 鹿児島県警察本部 |
| 国分陸上自衛隊 | 鹿児島市消防局 |
| 鹿屋海上自衛隊 | 垂水市消防局 |
| 鹿児島運輸支局 | 霧島市消防局 |
| 鹿児島農政事務所 | 始良郡西部消防組合 |
| 垂水市 | 日本赤十字鹿児島支部 |
| 霧島市 | NTT西日本鹿児島支店 |
| 始良町 | 九州電力鹿児島支店 |
| 加治木町 | 鹿児島大学 |

合同対策本部等の設置(噴火時等の異常発生時の体制)

- ・国の現地対策本部等と都道府県・市町村の災害対策本部等に、警察、消防、自衛隊、指定地方公共機関、予知連委員等火山専門家等を構成員に加えた「**合同対策本部等**」を立ち上げる。
- ・市町村、都道府県、気象台、砂防部局、予知連委員等火山専門家等と、国から派遣される職員等が**主要メンバー**となって、避難対象範囲及び避難時期等を提案
- ・避難所の開設及び避難住民の受入れ、輸送手段の確保、広域的な交通規制の実施等**住民避難のオペレーション**を行う。
- ・沈静時には**避難解除のタイミング**を検討する。

円滑な本部運営のための体制

- 合同対策本部等の設置場所の指定
- 通信機器の整備
- テレビ会議システム等同時に意思疎通可能なシステムの導入
- 観測データ、画像等の噴火に関する情報を共有するための情報通信システムの導入

具体的で実践的な避難計画の策定

- ・噴火時に発生するおそれのある**火山現象(噴石、火砕流、融雪型火山泥流等)**を想定して**噴火シナリオ**を作成するとともに、**危険な範囲等を記載した火山ハザードマップ**を作成
- ・**噴火シナリオと火山ハザードマップ**に基づき、**避難対象地域、避難時期、避難経路、避難場所、登山規制範囲等及びそれらと噴火警戒レベルとの関係**を検討し、**避難計画**を策定
- ・避難計画では、**避難指示等の発令基準(時期や避難対象地域)**をあらかじめ定める。
レベル4(避難準備)で災害時要援護者の避難を開始
レベル5(避難)で一般住民に対し避難指示等を発令

住民等への啓発

- ・火山防災マップの配布や火山防災マップを活用した訓練、学校や地域における防災教育等を実施する。

火山防災エキスパート(仮称)による支援等

- ・市町村等の火山防災対策の立案等の支援に当たるため、各地方公共団体等で**火山防災の主導的な役割を担った経験のある実務者等**を「**火山防災エキスパート(仮称)**」として派遣する体制を整える。

火山防災体制構築のフォローアップ

- ・国は、地方公共団体の取り組み状況を取りまとめ、情報提供を行うこと等を通じて、地方公共団体の火山防災対策の改善を支援する。
- ・国は、全国の火山に係る都道府県及び市町村との間で連絡会議を開催し、情報交換を活発化する。